

令和6年度利用者負担額一覧表（保育料・副食費）

（単位：円／月額）

教育認定			保育認定							
階層区分		1号認定	階層区分		2号認定		3号認定			
		教育標準時間			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
I	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0		
Ⅱ特	Ⅱ階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	B特	B階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	0	0	0		
			B	市民税均等割非課税世帯	0	0	0	0		
Ⅱ	市民税非課税世帯（市民税所得割非課税世帯含む）	0	C特	C階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	0	5,500	5,000		
			C	市民税所得割非課税世帯	0	0	12,000	11,000		
市民税所得割課税世帯	Ⅲ特	0	市民税所得割課税世帯	D特	D階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	0	6,500	6,000	
	Ⅲ	市民税所得割合算額が48,600円未満		0	0	14,000	13,000			
	Ⅳ特	Ⅳ階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯		0	D1特	D1階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	0	8,000	7,500
					D1	市民税所得割合算額が57,700円未満	0	0	17,000	16,000
	Ⅳ	市民税所得割合算額が77,100円以下		0	D2特	D2階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	0	9,000	8,500
					D2	市民税所得割合算額が77,100円以下	4,500	4,500	20,000	18,000
	V	市民税所得割合算額が97,000円未満		4,500	D3	市民税所得割合算額が97,000円未満	4,500	4,500	22,000	20,000
	Ⅵ	市民税所得割合算額が211,200円以下		4,500	D4	市民税所得割合算額が115,000円未満	4,500	4,500	26,000	24,000
					D5	市民税所得割合算額が133,000円未満	4,500	4,500	31,000	29,000
					D6	市民税所得割合算額が169,000円未満	4,500	4,500	37,000	35,000
Ⅶ	市民税所得割合算額が211,201円以上	4,500	D7	市民税所得割合算額が211,200円未満	4,500	4,500	44,000	42,000		
			D8	市民税所得割合算額が301,000円未満	4,500	4,500	48,000	46,000		
			D9	市民税所得割合算額が397,000円未満	4,500	4,500	56,000	54,000		
			D10	市民税所得割合算額が397,000円以上	4,500	4,500	62,000	60,000		

★多子世帯の負担軽減（保育料）

多子計算に係る年齢制限・所得制限を撤廃し、出生順第2子以降の子どもは無料になります。

★多子世帯の負担軽減（副食費）

同一世帯で2人以上の子どもが教育認定または保育認定である場合、年齢が最も高い子どもの副食費のみ徴収します。

★留意事項

- 8月分までの保育料は令和5年度（令和4年中）の市民税額、9月分以降の保育料は令和6年度（令和5年中）の市民税額により決定されます。
- 市民税額の算定に、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除（地方公共団体等に対する寄附）、外国税額控除の規定は適用されません。
- 保育料は基本的に父母それぞれの市民税額の合計で算定しますが、父母以外の扶養義務者（同居の祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合は、父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）の市民税額を含めて、保育料を決定します。
- 保育料算定にかかる認定区分は、入所した月にかかわらず「年度当初の年齢（4月1日現在）」となります。
- 出生順第1子とは保護者が生計費の負担をしている一番年齢の高い子どものことを言います。
第1子が就学等の為に保護者と別居している場合は、確認のため書類の提出を求めることがあります。
- 利用する施設、公立・私立を問わず、認定区分ごとに同一の保育料となります。
- この保育料や副食費とは別に行事費、通園バス利用代などの実費徴収等がある場合があります。
- 上表の太枠内は副食費がかかる階層になります。